令和７年４月１日

【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

千葉県信用保証協会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間

令和７年４月１日～令和 10 年３月 31 日（3 年間）

２．内容

目標１：男性の育児休業及び協会独自の育児を目的とした休暇制度の取得率 100%を維持する。

≪取組内容・実施時期≫

令和７年４月～

・職員に対し、育児休業及び協会独自の育児を目的とした休暇制度の取得を促す。

・出産を控えた職員に対し、丁寧に制度の説明を行う。

目標２：各年度の法定外労働及び法定休日労働の合計時間の一人当たりの月平均を 20 時間以内とする。

≪取組内容・実施時期≫

令和７年４月～

・「ノー残業デイ」及び「ノー残業ウィーク」の実施。

・管理職への超勤時間の開示及び管理徹底を周知する。